

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(執行伺)</p> <p><b>第9条</b> 収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者は、収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ、執行伺により決定しなければならない。ただし、報酬、給料、退職手当以外の職員手当、退職年金、補償年金、共済組合負担金及び旅費で法令、条例又は規則の規定により支給基準又は負担基準が定められているものについては、第83条の規定に基づく立替払の費用償還の場合を除き、執行伺の作成を要しない。</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p><b>第74条</b> 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料及び職員手当等 当該経費の確定した額</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(立替払の費用償還)</p> <p><b>第83条</b> 収支命令職員は、次に掲げる場合において県が支出をしなければならない経費を立て替えて支払をした者（以下この条において「立替払者」という。）に対して支出をしようとするときは、当該立替払者に立替払費用償還請求書を提出させなければならない。</p> <p>(1) 出張先において緊急かつ予期しなかった理由により要した通信運搬費、借料及び損料並びに物品購入費</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(決裁区分)</p> <p><b>第129条</b> 別に定めがあるもののほか、固定資産の取得及び固定資産（器械備品等の動産を除く。）の</p>	<p>(執行伺)</p> <p><b>第9条</b> 収入原因行為担当者又は支出負担行為担当者は、収入原因行為又は支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ、執行伺により決定しなければならない。ただし、報酬、給料、退職手当以外の職員手当、退職年金、補償年金、共済組合負担金、<u>旅費及び臨時的任用職員に係る賃金</u>で法令、条例又は規則の規定により支給基準又は負担基準が定められているものについては、第83条の規定に基づく立替払の費用償還の場合を除き、執行伺の作成を要しない。</p> <p>(資金前渡の限度額)</p> <p><b>第74条</b> 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1) 職員に支給する報酬（非常勤の特別職の職員に支給する報酬で臨時の経費に係るものを除く。）、給料、<u>職員手当等及び臨時的任用職員に支給する賃金</u> 当該経費の確定した額</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(立替払の費用償還)</p> <p><b>第83条</b> 収支命令職員は、次に掲げる場合において県が支出をしなければならない経費を立て替えて支払をした者（以下この条において「立替払者」という。）に対して支出をしようとするときは、当該立替払者に立替払費用償還請求書を提出させなければならない。</p> <p>(1) 出張先において緊急かつ予期しなかった理由により要した通信運搬費、借料及び損料、<u>賃金並びに物品購入費</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(決裁区分)</p> <p><b>第129条</b> 別に定めがあるもののほか、固定資産の取得及び処分に関する事項は福祉保健部長に、固</p>

処分に関する事項は福祉保健部長に、固定資産の管理及び固定資産（器械備品等の動産に限る。）の処分に関する事項は固定資産管理職員に専決させる。

別表第 1（第 6 条関係）

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長	課長補佐
費目					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的支出)					
(略)		(略)	(略)	(略)	
建設諸経費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

注 (略)

定資産の管理に関する事項は固定資産管理職員に専決させる。

別表第 1（第 6 条関係）

(1) (略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長	課長補佐
費目					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的支出)					
(略)		(略)	(略)	(略)	
建設諸経費	賃金 (略)	(略)	(略)	〇 (略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	

(3) (略)

注 (略)

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。